申請・届出名	予 防 規 程 (制 定 ・ 変 更) 認 可 申 請 書		
様式	様式第26 (危険物の規制に関する規則第62条関係)		
根拠条文	消防法第14条の2第1項		
概要	消防法第14条の2第1項の規定により予防規程を制定又は変 更した場合は、上記申請書を提出してください。		
注 意 事 項 等	1 認可証交付後に予防規程としての効力が完成されます。 2 予防規程で定める基本的事項については、危険物の規制に関する規則第60条の2に定めてあります。 3 申請書に以下の書類を添付してください。 ・制定又は変更した予防規程		

予防規程を定めなければいけない製造所等

区	分		条件
			指定数量の倍数が10以上
			※鉱山保安法第 19 条第 1 項の規定による保安規定を定め
製	造	所	ている製造所等は除く。
			※火薬類取締法第 28 条第 1 項の規定による危害予防規程
			を定めている製造所等は除く。
屋内	貯 蔵	所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所			指定数量の倍数が200以上
屋外	貯 蔵	所	指定数量の倍数が100以上
		扱所	指定数量の倍数が10以上
— 般	取扱		※指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40 度以上
一加又	4X 1/X	ולח	の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所
			は除く。
移送	取 扱	所	すべて
給油取	取扱	,所	すべて
	4X 1/X		※自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のものは除く。